

Ⅱ 室内環境測定について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
ビル管理法該当施設	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (通称 ビル管理法)	建築物環境衛生管理基準

ビル管理法該当施設の空気環境測定は2ヶ月に1回以上の測定が必要です
(新設の特定建築物の場合、1年間には毎月の測定が望ましいです)

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
事務所の室内環境を調べたい場合 建築・リフォーム会社、工務店・ 新築等の室内で めまいや息苦しさを感じた場合	建物基準法 学校保健安全法 厚生労働省	建築基準法施行令 学校環境衛生基準 室内濃度指針値

当社では、シックハウス対策に関する測定も行っています。

シックハウス

物質	指針値		学校	住宅	事務所ビル
ホルムアルデヒド	0.08ppm	100 μm^3	○	必要なとき	○
アセトアルデヒド	0.03ppm	48 μm^3		必要なとき	
トルエン	0.07ppm	260 μm^3	○	必要なとき	
キシレン	0.20ppm	870 μm^3	必要なとき	必要なとき	
エチルベンゼン	0.88ppm	3800 μm^3	必要なとき	必要なとき	
スチレン	0.05ppm	220 μm^3	必要なとき	必要なとき	
パラジクロロベンゼン・	0.04ppm	240 μm^3	必要なとき		
テトラデカン	0.04ppm	330 μm^3			
クロルピリホス	0.07ppb	1 μm^3			
(小児の場合)	0.007ppb	0.1 μm^3			
フェノブカルブ	3.8ppb	33 μm^3			
ダイアジノン	0.02ppb	0.29 μm^3			
フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm	220 μm^3			
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb	120 μm^3			
ノナナール	7.0ppb	41 μm^3			
総揮発性有機化合物量 (TVOC)	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (暫定目標値)				